

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）に対する 意見募集の実施結果について

平成 23 年 月 日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表

(2) 意見募集期間

平成 23 年 10 月 24 日（月）～ 平成 23 年 11 月 24 日（木）

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 1 通（1 件）

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

(別紙)

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値案については妥当と考える。</p> <p>しかしながら、難溶性の農薬については、有機溶媒で水溶解度以上の濃度まで溶かして水産動植物への影響に関する試験を行うのではなく、化学的性状から想定される環境中の通常の状態での試験を行うべきであり、むしろ微生物による分解の影響を考慮すべきではないか。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>最終製品としての農薬は、均一に散布し農作物にむらなく付着させ、効果を十分に発揮させるため、有機溶媒等を添加して製剤化されています。</p> <p>このため、実際の河川等では水溶解度以上の濃度で溶解している可能性が考えられることから、水産動植物への影響に関する試験においては供試生物に対して毒性が弱く、かつ、被験物質の性質を変えないものであれば、有機溶媒等の助剤を使用することが認められています。</p> <p>また、OECDガイドラインにおいても、農薬について水産動植物への影響に関する試験を実施する場合には有機溶媒等の助剤を使用することが認められています。</p> <p>なお、微生物による分解の影響については、今後の検討の参考とさせていただくとともに、引き続き科学的知見の集積に努めてまいります。</p>